

食育推進基盤整備事業

1 趣 旨

島根県食育推進計画に基づき、島根県食育・食の安全推進協議会が県民運動の推進母体となって地域における総合的な食育の推進を図る。

2 事業の概要

- (1) 外食栄養成分表示促進事業
メニューの栄養成分表示をする飲食店を登録拡大する。
- (2) 食育サポーター等育成事業
食育を県民運動として展開するため、食育ボランティア団体等の研修会・交流会を開催する。
- (3) 食育推進専門研修
地域における食生活改善のための取組みを促進するため、研修会を開催する。
- (4) 特定給食施設指導
特定給食施設に対して、栄養管理の実施について指導・助言を行う。
- (5) 食育推進体制構築事業
関係団体と連携体制を構築し、食育を県民運動として構築するため、島根県食育・食の安全推進協議会、圏域ネットワーク会議を開催する。
- (6) 食育推進啓発事業
県民一人一人が食の大切さを考え、健全な食習慣づくりをするため、体験型食育イベント・料理コンクールの実施や地域の特色ある体験ができる施設の募集・登録を行い、体験談を発信する。

3 平成25年度予算

6,537千円

(担当課 健康推進課)

80歳20本の歯推進事業

1 趣 旨

「島根県歯と口腔の健康づくり計画」に基づき、総合的な歯と口腔の健康づくり施策を推進する。

2 事業の概要

- (1) 歯科保健推進協議会、圏域歯科保健連絡調整会議の開催
「島根県歯と口腔の健康づくり計画」の進行管理を行う。また、各圏域の実情に応じた歯科保健対策について検討し、市町村等における歯科保健対策の推進を図る。
- (2) 県民の奥歯総点検事業
歯科医療機関等で県民に奥歯や口腔の点検（噛（カ）ミング30セルフチェック）や歯と口腔の健康づくりを体験してもらうための体制を整備する。
- (3) 事業所歯科健診体制整備事業
事業所の一般定期健康診断等で歯周病唾液検査の導入を図るために、事業主等へ啓発を行う。また、歯周病唾液検査の利用性を高めるために、検査の歯周病増悪の予測可能性について検証を行う。
- (4) 市町村フッ化物実施体制整備事業
歯科衛生士法の改正が予定されており、歯科医師の直接の指示なくして歯科衛生士が歯科予防処置を行うこととされ、市町村のフッ化物塗布事業へのニーズが高まるところから、歯科衛生士のマンパワーの掘り起こしと技術の習得を図る。
- (5) 在宅歯科医療連携室整備事業
島根県歯科医師会に寝たきり高齢患者やその家族等から歯や口腔の困りごとの相談を受ける窓口を設置し、必要に応じ、訪問歯科治療を行う歯科医療機関を紹介し、在宅歯科治療の推進を図る。
- (6) 口腔機能維持管理研修
歯科保健医療関係者、市町村関係者、学校関係者、保育関係者等に対して研修を行い、歯科保健についての新しい知識の提供を行う。また、糖尿病患者の症例検討を通じて、医科と歯科の連携方策を検討する。

- (7) 高齢者の低栄養予防対策事業
歯科医院受診患者を対象に、歯と口腔の状況が高齢者の栄養状況に及ぼす影響についての調査を行うとともに、歯科関係者に高齢者の低栄養についての研修を行う。
- (8) 歯科保健事業における評価、企画立案に関する市町村への協力
市町村が歯科保健事業のデータ分析を行う際に、市町村の求めに応じ、助言を行うとともに、事業の評価、企画立案の支援を行う。
- (9) 親と子のよい歯のコンクール
前年度の3歳児歯科健診を受診した幼児とその保護者の中から口腔内状態が良好な者を表彰し、全国大会へ推薦する。

3 平成25年度予算 8,949千円

(担当課 健康推進課)

難病相談・支援事業

1 趣旨

難病患者のQOLの維持・向上支援対策として、訪問・相談活動等個別支援の充実強化を図るとともに、患者・家族教室、ボランティア養成、啓発事業等の難病相談・支援センター事業を保健所及びしまね難病相談支援センターにおいて実施している。
また、地域における重症難病患者の相談体制及び病状急変時の受入病院の確保を図るため、難病拠点・協力病院の指定を行うとともに、しまね難病相談支援センターに難病医療専門員を配置し、地域における難病患者支援ネットワーク体制の整備・充実を図っている。
平成21年度には、重症難病患者の一時入院を受け入れた病院に受入経費の一部を補助する制度を創設し、病院における一時入院の推進を図っている。

2 事業の概要

事業名	事業内容
ア 難病相談・支援センター事業 ○患者・家族教室開催事業 ○難病医療研修事業 ○ピアサポート会・ボランティア育成事業 ○講師派遣事業 ○広報等啓発事業	難病相談・支援センターを設置し、患者等の療養上、日常生活での悩みや不安等の解消を図るとともに、患者等のもつ様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における患者等支援対策を一層推進する。
イ 重症難病患者入院施設確保事業 ○難病医療専門員配置 ○難病医療連絡協議会運営 ○難病医療従事者研修開催	重症難病患者に対し、病状急変時等に、適宜・適切な医療の提供ができるよう、地域の医療機関による難病医療ネットワークの整備を図る。
ウ 難病患者地域支援対策推進事業 ○難病患者訪問相談事業 ○難病患者訪問指導（診療）事業 ○在宅療養支援計画策定・評価事業 ○専門相談事業	患者等の療養上の不安解消を図るとともに、きめ細やかな支援が必要な難病患者に対して適切な在宅療養支援が行えるよう、保健所を中心にして、地域の関係機関との連携の下に事業を実施する。
エ 保健師専門研修事業	保健所における相談窓口での対応、訪問活動や患者・家族教室等における療養支援に必要な知識・技術の習得を図るため、専門研修を実施する。
オ 難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	難病患者等の多様化するニーズに対応した適切なホームヘルプサービスを提供するために必要な知識、技能を有するホームヘルパーの養成を図る。
カ 在宅重症難病患者一時入院支援事業 ○一時入院支援事業補助金	在宅において、医療依存度の極めて高い重症難病患者の介護を行う者の休養等のため、重症難病患者が医療機関に一時入院できるよう支援する。

3 平成25度予算額 36,122千円

(担当課 健康推進課)